

日 薬 業 発 第 38 号

令和 8 年 4 月 24 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その 4）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和 8 年 4 月 22 日付け日薬業発第 34 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○「令和 8 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療
＞ 医療保険 ＞ 令和 8 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 21 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その4）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和8年4月21日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その4）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添2までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【電子的診療情報連携体制整備加算】

問 1 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

(答) 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

問 2 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

(答) 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日を入力を行うこと。

問 3 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

(答) 電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。

※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

問 4 「A001」再診料の注 19 及び「A002」外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「A000」初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「A001」再診料の注 19 及び「A002」外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「A000」初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

(答) いずれも算定不可。

6 部注射通則第 10 号に規定する看護師等遠隔診療注射実施料及び第 9 部処
置通則第 9 号に規定する看護師等遠隔診療処置実施料について、算定要件を
満たした場合には、同日に改正された医療法施行規則第 9 条の 6 の 12 第 1
項において定めている予測された範囲内の診療の補助に該当すると考えて
よいか。

(答) いずれもそのとおり。なお、本問については、医政局とも協議済である。

【栄養保持を目的とした医薬品の品目について】

問 33 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令
和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号)に、「栄養保持を目的とした医薬品とは、
薬効分類がたん白アミノ酸製剤に分類される医薬品のうち、効能又は効果が
「一般に、手術後患者の栄養保持」であるものであって、用法及び用量に経
口投与が含まれるものをいう。」とあるが、栄養保持を目的とした医薬品に
該当する具体的な品目は、次のとおりでよいか。

- ・イノラス配合経腸用液
- ・エネーボ配合経腸用液
- ・エンシュア・H
- ・エンシュア・リキッド
- ・ツインライン NF 配合経腸用液
- ・ラコール NF 配合経腸用液

(答) そのとおり。

【外科医療確保特別加算】

問 34 外科医療確保特別加算の施設基準において、「医科点数表第 2 章第 10 部
に掲げる長時間かつ高難度な手術(中略)を合わせて年間 200 例以上実施し
ていること」とされているが、当該要件は、外科医療確保特別加算の算定に
係る届出を行った特定診療科において、当該対象手術を合算して年間 200
例以上実施していることを指すものか。

(答) そのとおり。

【子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算】

問 35 「K 8 7 9」及び「K 8 7 9-2」の注 1 及び注 2 に規定する子宮悪性
腫瘍センチネルリンパ節生検加算について、インドシアニンググリーン及び放
射性同位元素を用いてセンチネルリンパ節生検を実施した場合、どのように
算定するか。

(答) 主たるもののみ算定する。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問1 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料の対象職員について、「当該保険医療機関に勤務する職員」とあるが、保険医療機関の開設者及び管理者並びに法人の代表者及び役員はいずれも含まれないか。

（答）そのとおり。

問2 ベースアップ評価料等の対象職員について、保険医療機関等に直接雇用されていない場合であっても、「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和8年4月1日事務連絡）別添2の問2において、一定の要件を満たす場合は、「派遣職員（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）の第2条第2項に該当する職員をいう。）に限り対象とすることを可能とする。」とあるが、この場合、派遣職員の賃金改善に伴い増加する消費税分について、区分計算及び実績報告書における取扱い如何。

（答）派遣職員の賃金改善に伴い増加する消費税分については、実績報告書上、「ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額」として計上すること。

ただし、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分計算における「月額賃金総額」については、派遣職員の賃金改善に伴い増加する消費税分を含めないこと。

【歯科技工所ベースアップ支援料】

問3 「歯科技工所ベースアップ支援料」の留意事項通知（3）において、「本区分はM005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する」とされているが、患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合又は患者が死亡した場合であって、補綴物等の製作等がすでに行われているにもかかわらず、装着できない場合は、当該支援料は算定できるのか。

（答）未来院請求時に算定して差し支えない。

問4 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準において、「当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。」とあるが、製作技工に要する費用の中に当該支援料を含めて、製作技工に要する費用としてまとめて支払いを行ってよいか。

（答）まとめて支払うことで差し支えない。ただし、当該支援料が含まれるこ

とが分かる請求書等を、算定に係る書類として保存すること。

問5 歯科診療所から歯科技工所に対する、当該支援料による委託費の増額に伴う消費税の増額分について、当該支援料を充当することとして差し支えないか。

(答) 差し支えない。